

「働き方改革」を推進するための関係法律の整備に関する法律が、2018年（平成30年）7月に成立しました。

厚生労働省のHPには、「働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じます」と謳っており、「働き方改革」の柱として、「労働時間に関する制度の見直し」、「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」を大きな課題とされています。

本講演では、関係法令の内容及び「働き方改革」に関する具体的な内容や「補助金・助成金」等について説明し、勤務者と経営者が共に理解して「働き方改革」が進められるための方策について一緒に考えていきたいと思えます。